

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 認可特定保険業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 保険業法改正の経緯等</p> <p>平成 17 年の保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の改正（保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号。以下、「改正法」という。））においては、保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係者（以下、「保険契約者等」という。）の保護を図る観点から、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規制を適用する等の措置を講じるとともに、改正法の施行の際現に当該事業（特定保険業）を行っていた公益法人等については、経過措置として、一定の条件のもと特定保険業を継続して行うことを認めることとした。</p> <p>他方、上記の保険業法改正前から特定保険業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に適合することが直ちには容易でない者も存在している。また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに新法人に移行することとなっており、新法人への移行後は、そのままの形態では、特定保険業を継続することができない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、改正法の附則を改正（「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 51 号。以下、「平成 22 年改正法」という。））することにより、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者（以下、「旧特定保険業者」という。）のうち、一定の要件に該当する者については、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業</p>	<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 認可特定保険業者の<u>検査・監督</u>に関する基本的考え方</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)</u> 平成 17 年の保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の改正（保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号。以下、「改正法」という。））においては、保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係者（以下、「保険契約者等」という。）の保護を図る観点から、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規制を適用する等の措置を講じるとともに、改正法の施行の際現に当該事業（特定保険業）を行っていた公益法人等については、経過措置として、一定の条件のもと特定保険業を継続して行うことを認めることとした。</p> <p>他方、上記の保険業法改正前から特定保険業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に適合することが直ちには容易でない者も存在している。また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに新法人に移行することとなっており、新法人への移行後は、そのままの形態では、特定保険業を継続することができない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、改正法の附則を改正（「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 51 号。以下、「平成 22 年改正法」という。））することにより、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者（以下、「旧特定保険業者」という。）のうち、一定の要件に該当する者については、当分の間、行政庁の認可を受け</p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>を行うことを可能とするとともに、保険契約者等の保護の観点から、行政庁の認可を受けて特定保険業を行う認可特定保険業者に対する必要な規制を整備することとしたものである。</p> <p>本監督指針では、業務の適切性及び財務の健全性を確保するため、認可特定保険業者に対して監督を行っていく際の着眼点等を記載することとした。</p>	<p>て、特定保険業を行うことを可能とするとともに、保険契約者等の保護の観点から、行政庁の認可を受けて特定保険業を行う認可特定保険業者に対する必要な規制を整備することとしたものである。</p> <p>本監督指針では、業務の適切性及び財務の健全性を確保するため、認可特定保険業者に対して監督を行っていく際の着眼点等を記載することとした。</p>
<p><u>I-1-2 認可特定保険業者の監督の目的と監督部局の役割</u></p> <p>認可特定保険業者の監督の目的は、認可特定保険業者が行う特定保険業の公共性にかんがみ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることにある。</p> <p>認可特定保険業者の監督については、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い認可特定保険業者の監督を実現させるためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局がそれぞれ担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、認可特定保険業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことにある。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 認可特定保険業者の検査・監督の目的は、認可特定保険業者が行う特定保険業の公共性にかんがみ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することにある（保険業法第1条参照）。</u></p> <p><u>(以下、削除)</u></p>



認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>る蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、対話等を通じ認可特定保険業者によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。</u></p> <p>(参考)「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)</p> <p>(5) <u>認可特定保険業者の検査・監督に携わる職員は、(1)から(4)の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。</u></p> <p>① <u>国民からの負託と職務倫理の保持</u>  <u>自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、I-1(2)における認可特定保険業者の検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。</u></p> <p>② <u>綱紀・品位、秘密の保持</u>  <u>金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。</u></p> <p>③ <u>大局的かつ中長期的な視点</u>  <u>金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。</u></p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>④ <u>公正性・公平性</u>  <u>法令等に基づく適正な手続きに則り、各業者の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行し、認可特定保険業者間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。</u></p> <p>⑤ <u>認可特定保険業者の自主的努力の尊重</u>  <u>認可特定保険業者の検査・監督の目的を達成するためには、認可特定保険業者による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である認可特定保険業者の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮する。</u></p> <p>⑥ <u>自己研鑽</u>  <u>諸外国を含む保険に関する諸規制や認可特定保険業者の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各業者固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</u></p> <p>⑦ <u>適切かつ密接な組織内外の関係者との連携</u>  <u>実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、金融庁及び財務局内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-1-3 監督事務の基本的考え方</p> <p><u>上記を踏まえると、認可特定保険業者の監督にあたっての基本的考え方は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 検査部局との適切な連携の確保</u></p> <p><u>監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オフサイトとオンサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い認可特定保険業者の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</u></p> <p><u>①検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、発生原因等の分析等をあらためて行うとともに、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</u></p> <p><u>②監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。</u></p> <p><u>(2) 認可特定保険業者の情報の積極的な収集</u></p> <p><u>認可特定保険業者の監督にあたっては、認可特定保険業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につな</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>げていくことが重要である。このため、監督部局においては、認可特定保険業者からの報告だけではなく、日頃から積極的に情報収集を行う必要がある。具体的には、認可特定保険業者との意見交換等を通じて、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u></p> <p><u>(3) 認可特定保険業者の自主的な努力の尊重</u></p> <p><u>監督当局は、認可特定保険業者の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。認可特定保険業者の監督にあたっては、このような立場を十分に踏まえ、認可特定保険業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</u></p> <p><u>監督当局及び認可特定保険業者双方の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、認可特定保険業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図る等、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、認可特定保険業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、認可特定保険業者の意見を十分にヒアリングするとともに、検査部局等との適切な連携に留意する。</u></p>	

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>(1) 平成 22 年改正法は、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことを可能とするものである。</p> <p>認可特定保険業者が行うことができる特定保険業は、保険会社等が行う保険業とは異なり、原則として改正法の公布の際現に行っていたものと同ーのものでなければならないとしており、また、認可特定保険業者が特定保険業を行うことができる期間は、当分の間としている。</p> <p>このような点を踏まえ、平成 22 年改正法において、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための規制が定められ、本監督指針においては、日常の監督事務を通じて認可特定保険業者の経営状況や内部管理の状況等を把握することを目的とし、認可特定保険業者の監督行政はどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について体系的に整備した。</p> <p><u>なお、これまでの経緯から、認可特定保険業者の実態はその態勢等の面で多種多様であると想定される。したがって、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点から問題がない場合には、必ずしも不適切とするものではないことに留意し、機械的・</u></p>	<p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>(1) 平成 22 年改正法は、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことを可能とするものである。</p> <p>認可特定保険業者が行うことができる特定保険業は、保険会社等が行う保険業とは異なり、原則として改正法の公布の際現に行っていたものと同ーのものでなければならないとしており、また、認可特定保険業者が特定保険業を行うことができる期間は、当分の間としている。</p> <p>このような点を踏まえ、平成 22 年改正法において、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための規制が定められ、本監督指針においては、日常の監督事務を通じて認可特定保険業者の経営状況や内部管理の状況等を把握することを目的とし、認可特定保険業者の監督行政はどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について体系的に整備した。</p> <p><u>(以下、削除)</u></p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。他方で、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) <u>これまで金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を徹底してきており、保険契約者の自己選択と保険契約者等保護を根底に置いた保険会社等の自助努力を促進する行政を進めてきた。</u></p> <p><u>金融庁においては、環境変化や新たな課題の発生に機動的・予防的に対応していく観点から、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の一貫性等の将来を見据えた分析に基づく早め早めの対応を行うため、検査・監督のあり方について様々な見直しを行っている。</u></p> <p><u>平成30年6月に、金融行政の基本的な考え方や検査・監督の進め方、当局の態勢整備について整理し「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本指針）」を策定し、ここにおいて、保険会社のチェックリストによる形式的確認を改め、創意工夫を進めやすくする観点から、検査マニュアルは廃止することとしている。</u></p> <p><u>また、同年7月には、保険会社等の継続的なモニタリング等を効果的・効率的に行うための組織再編を行い、これまで立入検査を検査局、各種ヒアリング等を監督局が担当していた組織体制を変更し、オン・オフのモニタリングの一体化を進めている。</u></p> <p><u>こうした見直しの一環として、令和●年●月に、保険検査マニュアルの廃止と併せて、本監督指針についても、上記の見直しを踏まえた必要な改正等を行っている。具体的には、実態把握や対話等を通じたオン・オフ</u></p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) <u>財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は本監督指針に基づき管轄認可特定保険業者の監督事務を実施するものとし、金融庁監督局保険課にあっても同様の取扱いとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>体のモニタリングのあり方や監督指針の位置付け等を改めて整理、過度に細かく特定の方法が記載されている規定について修正等を行った。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(3) <u>「総合指針」は基本的に保険会社を対象とするものであるが、認可特定保険業者の規模や業務特性に応じて、適宜同監督指針を参照し、これに準拠することとする。</u></p> <p><u>本監督指針に記載がない項目であっても、認可特定保険業者は保険会社と同様、法が適用されることから、「総合指針」の項目を参照しつつ対応することが求められる。</u></p> <p><u>本監督指針は、取扱保険商品や会社の規模等が区々である認可特定保険業者に対して検査・監督上の評価項目の全てを一律に求めているものではなく、特に体制面の着眼点において総合指針を準用している場合、事業者の事情に併せて、小規模な事業者である場合は、必ずしも独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断することとする。</u></p> <p><u>したがって、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、認可特定保険業者としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>II. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p>	<p><u>一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、認可特定保険業者の業務の適切性又は財務の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</u></p> <p>I-3 認可特定保険業者向け監督指針の位置付け</p> <p>(1) <u>本監督指針は、認可特定保険業者の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、具体的な監督手法、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。</u></p> <p>(2) <u>金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、認可特定保険業者に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。</u></p> <p>(3) <u>財務局は、本監督指針に基づき管轄認可特定保険業者の検査・監督事務を実施するものとし、金融庁にあっても同様の取扱いとする。その際、本監督指針が、認可特定保険業者の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各業者の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</u></p> <p>II. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) 内部監査部門</p> <p>① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p> <p>② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、すべての部門の業務に対する内部監査を実施しているか。</p> <p>④ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表理事及び理事会に報告しているか。</p> <p>⑤ 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取組状況を適切に管理しているか。</p> <p>(参考) 経営管理に関する監督にあたっての着眼点については、金融庁「<u>保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）</u>」（以下、「<u>保険検査マニュアル</u>」<u>という。</u>）が参考となる。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p>	<p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) 内部監査部門</p> <p>① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p> <p>② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、すべての部門の業務に対する内部監査を実施しているか。</p> <p>④ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表理事及び理事会に報告しているか。</p> <p>⑤ 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取組状況を適切に管理しているか。</p> <p>(参考) 経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督にあたっての着眼点については「<u>企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について</u>」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が参考となる。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総合的なヒアリング</u>（Ⅲ-1-1 (3) ②を参照）  <u>総合的なヒアリング</u>において、経営上の課題、事業目標及びその諸リスク、理事会、監事の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>(3) <u>内部監査ヒアリング等</u>            内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、認可特定保険業者の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。            また、特に必要があると認められる場合には、認可特定保険業者の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p> <p>(4) <u>通常の監督事務を通じた経営管理の検証</u>            経営管理については上記（1）から（3）のヒアリング等に加え、例えば、認可審査、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度等の通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。</p>	<p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、<u>経営管理態勢</u>について検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>経営管理の状況等に関するヒアリング</u>            経営上の課題、事業目標及びその諸リスク、理事会、監事の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>(3) <u>内部監査に関するヒアリング等</u>            内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、認可特定保険業者の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。            また、特に必要があると認められる場合には、認可特定保険業者の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p> <p>(4) <u>通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証</u>  <u>経営管理態勢</u>については上記（1）から（3）のヒアリング等に加え、例えば、認可審査、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度等の通常の監督事務を通じて、<u>経営管理態勢</u>の有効性について検証することとする。</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(5)～(6) (略)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集人の教育、管理、指導</p> <p>① <u>認可特定保険業者においては、保険募集人に対する教育、管理、指導が適切に行われているか。また、制度化されているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。</u></p> <p>② <u>保険募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱い等について、マニュアル等により制度化されているか。また、指導基準が明確化され、保険代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。保険商品のそれぞれの商品特性に応じた保険契約者の利用が行われるよう、保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分な教育が行われているか。</u></p> <p>③ <u>事務所及び保険代理店等への監査等を適時適切に実施し、保険代理店等の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理体制を把握し、適切な管理・指導等が行われているか。</u>  <u>また、監査等において内部事務管理が不適切な保険代理店等に対し、改善に向けた厳正な対応がなされているか。</u></p> <p>④ <u>保険募集人の挙績状況、契約の継続状況等の常時把握による管理が行われているか。保険契約者等保護の観点から、保険募集人の育成状況及び保険代</u></p>	<p>(5)～(6) (略)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集人の教育、管理、指導</p> <p><u>認可特定保険業者においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p>① <u>保険募集人の教育について</u>  <u>保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</u></p> <p>② <u>保険募集人の管理・指導について</u>  <u>ア. 認可特定保険業者においては、保険募集人の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な保険募集の端緒となりうる点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。具体的には、例えば、以下の(ア)から(ウ)のようなことが考えられる。</u>  <u>(ア) 保険募集人の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行う。</u>  <u>その際、認可特定保険業者の役職員が実質的な保険募集を行い、その保険契約を保険代理店の扱いとする等の行為又は保険募集人の間での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の募</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>理店等の稼働率等の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。</u></p> <p>⑤ <u>保険代理店との委託契約書において保険代理店の遵守すべき事項が定められているか。</u></p> <p>⑥ <u>保険代理店に対して、收受した保険料を自己又は他の委託者の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</u></p> <p>⑦ <u>保険料の領収にあたって、次のような行為を行わせないよう指導、管理しているか。</u>  <u>ア. 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。</u>  <u>イ. 領収は認可特定保険業者所定の領収証に限定されているか。</u>  <u>ウ. 保険料の肩代わり等が行われていないか。</u></p> <p>⑧ <u>保険代理店に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく認可特定保険業者に送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも認可特定保険業者における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導、管理しているか。</u></p> <p>Ⅱ-3-9 事務リスク管理態勢  Ⅱ-3-9-1 意義  事務リスクとは、認可特定保険業者の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、認可特定保険業者が損失を被るリスク</p>	<p><u>集時の説明が不十分となるなどの不適切な保険募集につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。</u></p> <p>(イ) <u>保険代理店による契約者からの保険料領収及び保険料の認可特定保険業者への精算の適切性を確保するため、保険料の支払いを受けた場合に保険料領収証を発行すること、保険代理店が領収した保険料を自己の財産と明確に区分し、遅滞なく適時に保険会社に精算すること、それら管理の状況が事後で確認できる体制とすることなどを認可特定保険業者において管理・指導する体制を構築する。</u></p> <p>(ウ) <u>架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するため、保険証券を交付する行為又は保険金や満期返戻金を保険契約者等へ給付する行為については、正当な理由なく、保険代理店を介して行わないよう適正な措置を講じる。</u></p> <p><u>イ. 保険代理店と締結する代理店委託契約書において保険代理店が遵守すべき事項を定めているか。</u></p> <p>③ <u>事務所及び保険代理店等への監査等を適時適切に実施し、保険代理店等の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理体制を把握し、適切な管理・指導等が行われているか。</u>  <u>また、監査等において内部事務管理が不適切な保険代理店等に対し、改善に向けた厳正な対処がなされているか。</u></p> <p>Ⅱ-3-9 事務リスク管理態勢  Ⅱ-3-9-1 意義  事務リスクとは、認可特定保険業者の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、認可特定保険業者が損失を被るリスク</p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>をいうが、認可特定保険業者は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p> <p>Ⅱ-3-9-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) <u>人事管理態勢</u> <u>職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、人事管理にあたっては、職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されていることが望ましい。</u></p> <p>Ⅲ. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p><u>Ⅲ-1 監督事務の流れ</u></p> <p><u>Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点</u></p>	<p>をいうが、認可特定保険業者は当該リスクに係る<u>役職員の人事管理を含む</u>内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p> <p>Ⅱ-3-9-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) <u>(削除)</u></p> <p>Ⅲ. 認可特定保険業者の<u>検査・監督</u>に係る事務処理上の留意点</p> <p><u>Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</u>  <u>認可特定保険業者の規模や業務特性に応じて「総合指針Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ-1-1 検査・監督事務の進め方</u>  <u>認可特定保険業者の規模や業務特性に応じて、「総合指針Ⅲ-1-1 検査・監督事務の進め方」に準じて取り扱うものとする。</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>毎事務年度の監督にあたっての重点事項の策定・公表</u>  <u>監督にあたっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサイト・モニタリングを実施することとする。</u></p> <p>(2) <u>財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</u>  <u>認可特定保険業者に対し継続的に財務会計情報や流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、認可特定保険業者の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</u>  <u>特に、認可特定保険業者は、その財産的基礎が命令第 11 条に定める基準に適合しなくなったときは、改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 133 条に基づき、業務停止命令や認可の取消しの要件となることに留意し、問題があると認められる場合は以下のモニタリングに限らず、機動的にヒアリングを実施するよう留意する。</u></p> <p>(3) <u>定期的なヒアリング</u></p>	<p><u>Ⅲ-1-2 検査・監督事務の具体的手法</u></p> <p><u>認可特定保険業者の規模や業務特性に応じて、「総合指針Ⅲ-1-2 監督事務の具体的手法」に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>① <u>決算ヒアリング</u></p> <p><u>半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>その際、命令第11条第1項第2号に該当するものとして特定保険業の認可を受けている認可特定保険業者については、同号の計画（以下、Ⅲ-2-2-3において「改善計画」という。）に係るフォローアップを重点的に行うこととする。</u></p> <p>② <u>総合的なヒアリング</u></p> <p><u>認可特定保険業者の決算状況等を踏まえ、事業目標及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、経営管理（ガバナンス）の構築等の状況等について年に2回ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>③ <u>保険計理人ヒアリング（選任が義務付けられている場合に限る。）</u></p> <p><u>毎決算期において、保険計理人に対して改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第121条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立、契約者配当、保険業の継続可能性に関する意見を聴取することとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>Ⅲ-1-3 品質管理</u></p> <p><u>認可特定保険業者の規模や業務特性に応じて、「総合指針Ⅲ-1-3 品質</u></p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-1-2 <u>監督部局間における連携</u></p> <p>(1) 金融庁と財務局との連携            保険業法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 33 号。以下、「平成 18 年改正令」という。）附則第 5 条の 2 の規定により、認可特定保険業者に関する権限を金融庁長官から財務局長に委任しており、的確な監督対応を図るため、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) 財務局間における連携            平成 18 年改正令附則第 5 条の 2 に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 上記により委任される事項以外の権限について            平成 18 年改正令附則第 5 条の 2 の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請等があったときは、認可特定保険業者に対し、金融庁長官権限である旨を説明</p>	<p style="text-align: center;"><u>管理</u>」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>Ⅲ-1-4 <u>財務局との連携等</u></p> <p>(1) 金融庁と財務局との連携            保険業法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 33 号。以下、「平成 18 年改正令」という。）附則第 5 条の 2 の規定により、認可特定保険業者に関する権限を金融庁長官から財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任しており、的確な監督対応を図るため、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) 財務局間における連携            平成 18 年改正令附則第 5 条の 2 に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 上記により委任される事項以外の権限について            平成 18 年改正令附則第 5 条の 2 の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請等があったときは、認可特定保険業者に対し、金融庁長官権限である旨を説明</p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>し、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該認可特定保険業者に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p><u>Ⅲ-1-3 検査部局との連携</u></p> <p><u>検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ-1-4 内部委任等            Ⅲ-1-5 災害における金融に関する措置            Ⅲ-1-6 認可特定保険業者に関する苦情・情報提供            Ⅲ-1-7 法令解釈等の照会を受けた場合の対応            Ⅲ-1-8 認可特定保険業者が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 認可特定保険業者に係る事務処理            Ⅲ-2-3 資産の運用方法の承認にあたっての留意点            認可特定保険業者の資産運用は、将来の保険金の支払いに充てる財源を確保するために行われ、財務の健全性の観点から、安全かつ効率的な運用が求められることにかんがみ、資産運用の方法を限定している。            一方、認可特定保険業者は、その行う保険事業の規模・内容が一様でないこと、現に保有している運用資産についても多様なものとなっていること等にか</p>	<p>し、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該認可特定保険業者に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>Ⅲ-1-5 内部委任等            Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置            Ⅲ-1-7 認可特定保険業者に関する苦情・情報提供            Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応            Ⅲ-1-9 認可特定保険業者が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 認可特定保険業者に係る事務処理            Ⅲ-2-3 資産の運用方法の承認にあたっての留意点            認可特定保険業者の資産運用は、将来の保険金の支払いに充てる財源を確保するために行われ、財務の健全性の観点から、安全かつ効率的な運用が求められることにかんがみ、資産運用の方法を限定している。            一方、認可特定保険業者は、その行う保険事業の規模・内容が一様でないこと、現に保有している運用資産についても多様なものとなっていること等にか</p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>んがみ、命令第 22 条第 1 項第 5 号において、同項第 1 号から第 4 号に掲げるもののほか、認可特定保険業者又は当該認可特定保険業者を密接関係者とする旧特定保険業者が改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る資産の運用の状況その他の事情を勘案して行政庁が保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものと認めて承認した方法による資産運用が例外的に認められる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産の運用方法の承認審査</p> <p>① (略)</p> <p>② 貸付けを行う場合には、以下のア. 及びイ. の要件を満たしているか。</p> <p>ア. 貸付先を保険契約者等に限定していること。</p> <p>イ. 当該貸付債権を、例えば以下のような方法により保全していること。</p> <p>(ア) 当該保険契約に係る解約返戻金の額や、抵当権・質権を設定した担保にかかる評価額（<u>保険検査マニュアルにおける着眼点等も参考に、客観的・合理的な評価方法により評価額の算出及び見直しが適切に行われているものに限る。</u>）を上限とするなど、貸付限度額を一定の金額の範囲内としていること。</p> <p>(イ) 認可特定保険業者を保険契約者とする保険会社等の信用保険に加入していること。</p> <p>(ウ) 債務者が当該借入債務について保証会社の保証を受けていること。</p> <p>(注) 外部から調達した資金を原資に貸付けを行う場合は、特段の事情がない限り、資産運用の範囲とは認められないものとする。</p> <p>③ 承認申請者の資産運用リスク管理態勢が、<u>保険会社向けの総合的な監督</u></p>	<p>んがみ、命令第 22 条第 1 項第 5 号において、同項第 1 号から第 4 号に掲げるもののほか、認可特定保険業者又は当該認可特定保険業者を密接関係者とする旧特定保険業者が改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る資産の運用の状況その他の事情を勘案して行政庁が保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものと認めて承認した方法による資産運用が例外的に認められる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産の運用方法の承認審査</p> <p>① (略)</p> <p>② 貸付けを行う場合には、以下のア. 及びイ. の要件を満たしているか。</p> <p>ア. 貸付先を保険契約者等に限定していること。</p> <p>イ. 当該貸付債権を、例えば以下のような方法により保全していること。</p> <p>(ア) 当該保険契約に係る解約返戻金の額や、抵当権・質権を設定した担保にかかる評価額を上限とするなど、貸付限度額を一定の金額の範囲内としていること。</p> <p>(イ) 認可特定保険業者を保険契約者とする保険会社等の信用保険に加入していること。</p> <p>(ウ) 債務者が当該借入債務について保証会社の保証を受けていること。</p> <p>(注) 外部から調達した資金を原資に貸付けを行う場合は、特段の事情がない限り、資産運用の範囲とは認められないものとする。</p> <p>③ 承認申請者の資産運用リスク管理態勢が、<u>総合指針 II -3-12 等も参</u></p>

## 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>指針 Ⅱ -3-12 及び保険検査マニュアルにおける着眼点等も参考に、当該申請者が取り扱う保険契約の期間、保有する資産の構成等を踏まえ、運用に係る各種リスクに適切に対応できるものとなっているか。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>考に、当該申請者が取り扱う保険契約の期間、保有する資産の構成等を踏まえ、運用に係る各種リスクに適切に対応できるものとなっているか。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>